

## 介護機関

### 1. 平成26年7月1日以降に介護保険法で指定を受けた介護機関について

平成26年7月1日以降に介護保険法による指定又は開設許可がなされた介護機関は、生活保護法の指定介護機関としての指定を受けたものとみなされるため、別途生活保護法における指定申請は不要です。また、介護保険法において廃止された場合、指定の取消しがあった場合及び指定の効力が失われた場合は、生活保護法の指定介護機関としての指定の効力も失われます。

変更等の届出については、以下の表のとおりです。

申請・届出は、事業所ごとに提出してください。（指定はサービスごとの指定となります。）

届 出 を 要 す る 事 項	指 定 申 請	廃 止 届	変 更 届	休 止 届	そ の 他
・他法による処分を受けた場合					処 分 届